事業計画 (宮城県東松島市)

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数

32地区海岸

被災した地区海岸数

3 2 地区海岸

応急対策を実施した地区海岸数

10地区海岸

本復旧を実施する地区海岸数

3 2 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表*。

石巻海岸 : T. P. 7. 2m (対象:高潮)

松島湾 : T. P. 4. 3m (対象津波:チリ地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公 衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、 計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・1地区海岸において、本復旧工事に着工*2した。
- ※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
- ※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・30地区海岸において、本復旧工事の着工*を目指す。
- ※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した 地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波(レベル2)も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

				施設の高	高さ (T.P)				í	复旧の予定	Ē					
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)	応急 対策	概要計画 策定	詳細計画策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況	H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載
東松島市	波津々浦	207	堤防	3.00	4.30	完了	H23.10	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	·応急復旧·用地買収 ·概略設計·本工事 ·詳細設計	本工事	
東松島市	宮田	103	護岸	3.00	4.30	ı	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	萱和田	80	護岸	3.00	3.00	ı	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	扇田	321	堤防	3.00	4.30	-	H23.10	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	·概略設計 ·詳細設計	本工事	
東松島市	二郷田	89	護岸	3.00	3.00	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	蛤浜	220	堤防	4.00	4.30	-	H23.10	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	·概略設計 ·詳細設計	本工事	
東松島市	北鰐ケ淵	90	護岸	3.00	3.00	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	浜口	54	護岸	3.50	3.50	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	唐戸	127	護岸	3.50	3.50	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	荒田浜	80	護岸	3.00	4.30	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	小目軽	83	護岸	3.00	3.00	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	大目軽	231	護岸	3.50	3.50	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	西畑	193	護岸	2.80	2.80	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	大畑	79	堤防	2.80	4.30	ı	H23.10	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	·概略設計 ·詳細設計	本工事	
東松島市	後田I	129	護岸	2.80	4.30	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	

				施設の高	高さ (T.P)				i	復旧の予算	ŧ					
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)	応急 対策	概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況	H23予算で <i>の</i> 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載
東松島市	苔ヶ浦	173	堤防	3.00	4.30	-	H23.10	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	·概略設計 ·詳細設計	本工事	
東松島市	江の浜	184	護岸	2.80	2.80	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	後田Ⅱ	58	護岸	2.10	2.10	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	栗和田 I	112	護岸	3.00	3.00	_	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	栗和田Ⅱ	88	護岸	3.00	3.00	-	H23.11	H24	策定予定	H24	着工予定	H25 以降	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	松ヶ島	566	堤防	3.10	4.30	完了	H23.10	H24	策定予定	H24.3	着工済み	H25 以降	完了予定	·応急復旧·用地買収 ·概略設計·本工事 ·詳細設計	本工事	
東松島市	大塚	23	防潮水門, 堤防	2.60	4.30	完了	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26 以降	完了予定	・応急復旧・概略設計・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整 等	
東松島市	室浜漁港	1,138	堤防、護岸	3.50	4.30	-	H23.12	H24.12	策定予定	H24.12	着工予定	H27.3	完了予定	•概略設計	本工事	
東松島市	月浜漁港	266	護岸	3.80	4.30	_	H23.12	H24.12	策定予定	H25.4	着工予定	H27.3	完了予定	•概略設計	背後の復興計画の策定・調整 等	
東松島市	大曲	1,062	堤防、突堤	6.20	7.20	完了	H23.11	H24.8	策定中	H24.10	着工予定	H26.3	完了予定	·応急復旧 ·概略設計·詳細設計 ·本工事	本工事	
東松島市	浜市	-	突堤、消波工	2.60	_	完了	H23.11	H24.8	策定中	H24.10	着工予定	H26.3	完了予定	·応急復旧 ·概略設計·詳細設計 ·本工事	本工事	
東松島市	州崎	2,885	堤防	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.12	策定中	H24.12	着工予定	H28.3	完了予定	·応急復旧 ·概略設計、詳細設計	本工事	
東松島市	東名	1,850	堤防	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定中	H24.12	着工予定	H28.3	完了予定	·応急復旧 ·概略設計、詳細設計	本工事	
東松島市	長浜	966	護岸	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定中		着工予定		完了予定	·応急復旧 ·概略設計、詳細設計	本工事	
東松島市	長石	253	護岸	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定中	H24.12	着工予定	H27.3	完了予定	·応急復旧 ·概略設計、詳細設計	本工事	
東松島市	鰐ヶ淵	96	護岸	3.10	3.10	-	H23.11	H24.8	策定中			H26.3	完了予定	・概略設計、詳細設計	本工事	
東松島市	石巻港 西浜·南浜	690	護岸、突堤、離岸堤	5.63	7.20	完了	H23.7	H24d第1 四半期 以降	策定中	H24d第2 四半期 以降	着工予定	H26.3	完了予定	·応急復旧 ·詳細設計	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

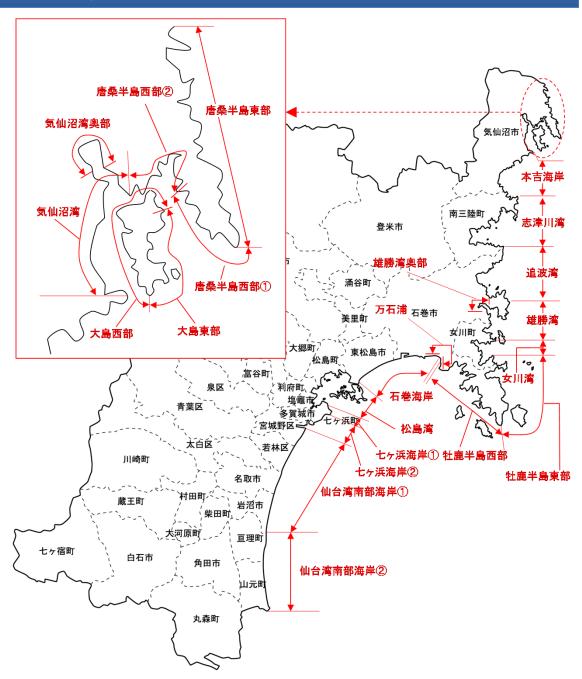
≪宮城県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1)湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽 効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3)砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【国管理河川(鳴瀬川)】

- ① 鳴瀬川*1では、東松島市で90箇所(鳴瀬川では364箇所)の堤防の決壊、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、77箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの13箇所全てにおいて、 平成24年出水期(6月頃~)までに被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む) を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実 施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。 鳴瀬海岸:TP7.2m

平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定(案)を作成し、仙台市、名 取市に提示。

鳴瀬川河口部: TP7.2m (新計画堤防高)

- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を浜市地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある浜市地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー(2箇所)を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑥ 平成23年度における成果 堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、77箇所については、被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの13箇所の全てについても本復旧工事に着手。 鳴瀬川の河口部の河川堤防高の設定(案)を作成し、仙台市、名取市に提示

⑧ 平成24年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期(6月頃~)までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における浜市地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、浜市地区の水門等の耐震化、及び浅井地区等の自動化及び遠隔操作化については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

① 1級水系鳴瀬川水系、2級水系定川水系*1の県管理区間では、全箇所の災害査定を 完了し、5箇所*2で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に 応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇 所で着手し、完了済み。

なお、東松島市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当 事業はない。

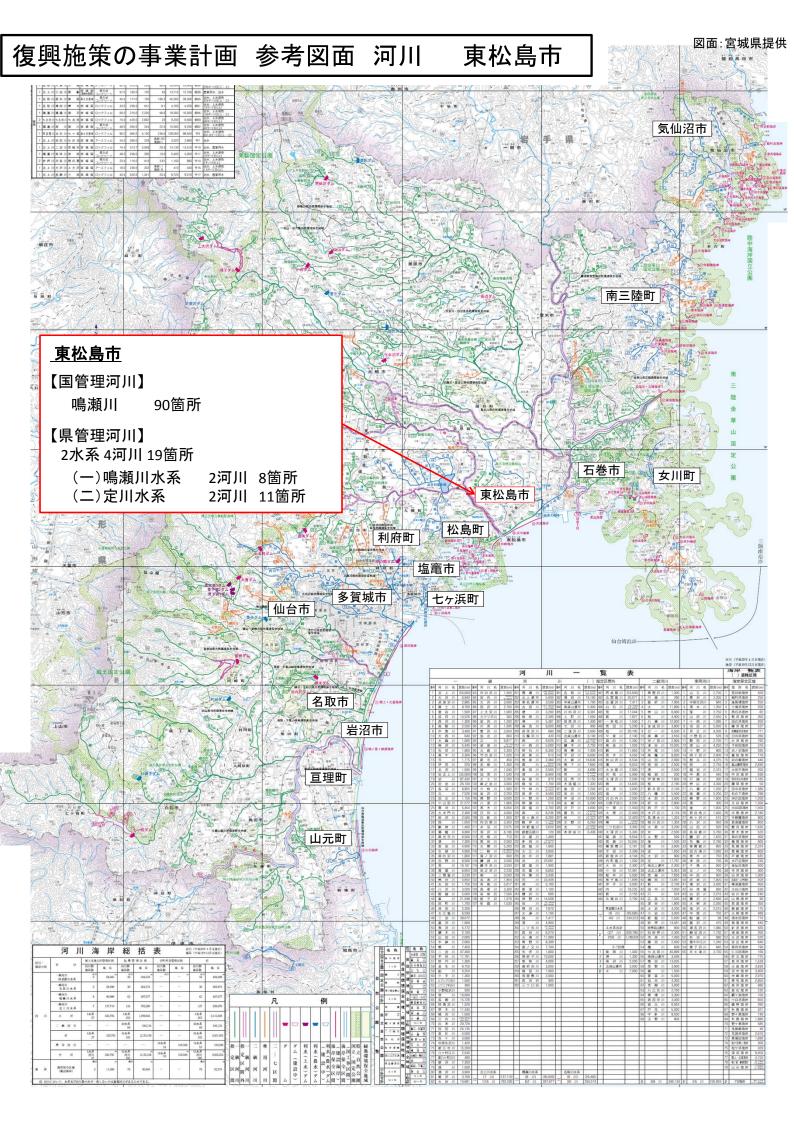
② 平成24年度に、新たに4箇所で本復旧に着手予定(累計全5箇所)。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。(まちづくりとー体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。)

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所(5箇所)で災害査定を完了
 - ・1箇所で本復旧に着手
 - ・1箇所で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - 新たに、4箇所で本復旧に着手予定(累計全5箇所)。
 - ※1 位置図を参照
 - ※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,620ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な 被害

② 施設の復旧

- 応急復旧状況立沼排水機場、幹線排水路等の基幹的排水施設について実施済み。
- 〇 本格的な復旧 復興計画を踏まえて着手し、概ね4年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね3年以内の復旧を目指す。

- 〇 平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 40ha (野蒜地区の一部等)
- 平成 24 年度から営農が可能な農地(現在復旧中の農地を含む) 約 900ha (矢本、鳴瀬地区等)
- O 平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 630ha
- 〇 海水が浸入しているため、復旧に時間を要する農地 約 60ha (洲崎地区約 90ha の内数)

(洲崎地区の状況)

- ・ 現在、海岸堤防の仮締切等の施工が進められているところであり、施工完了 後、県が排水機場の復旧工事に着手し、地区内排水を実施する予定。
- ・ 並行して、関係機関にて、被害が甚大な農地(約60ha)の復旧方針について、 地域の意向把握や話し合いを進めていく。

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

4 区画整理等検討状況

大曲地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名: 旧矢本町
- ② 海岸防災林の防潮エ 4.151m、林帯 25.3h a が被災。
- ③ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね5年で完了させることとし全体の復旧を概ね10年で行うことを目指す。

(保全対象:国道45号線、県道247号線他、農地、人家(大曲浜地区他))

- ① 箇所名: 旧鳴瀬町
- ② 海岸防災林の防潮工 122m、林帯 56.9h a が被災。
- ③ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね5年で完了させることとし、全体の復旧を概ね10年で行うことを目指す。

(保全対象:国道45号線、県道27号線他、農地、人家(野蒜地区他))

- ① 筒所名:矢本海岸ほか(国有林)
- ② 海岸防災林の防潮護岸 200m、林帯 167ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 防潮工の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね10年で完了することを目指す。

(保全対象:航空自衛隊松島基地、大曲集落、市道他)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が 直接実施する。)

5. 漁港

① 被害状況

漁港数:7漁港

被災漁港数:7漁港

② スケジュール

東松島市内の各被災6漁港において、平成23年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている(野蒜漁港は係留施設なし)。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成27年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興住宅(災害公営住宅)

- ① 地区名:鳴瀬給食センター跡地、矢本東保育所跡地、小野駅前土地区画整理地内
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標 用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

- (1) 防災集団移転促進事業
- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区:なし集団移転促進事業計画の策定準備中地区:野蒜地区外5地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案 作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業 化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

- (注)集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。
- (2) 土地区画整理
- ① 地区名:野蒜地区、東矢本地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標 被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成を行う。
- (3) 学校施設等
- ① 幼稚園·小中高等学校等
- (i) 公立学校
 - <東松島市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫 補助に申請し、または申請予定の10校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

〇 比較的軽微な被害とどまる7校のうち4校については、平成23年度内に事業が 完了しており、残る3校については平成24年度内の復旧完了を目標とする。 〇 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる野蒜小学校、浜市小学校と鳴瀬第二中学校の3校については、平成23年度12月策定の「東松島市復校まちづくり計画」を基本とし、「東松島市学校教育復校検討委員会」を設置し、東松島市小中学校の復興再編の検討を行い、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。

<県立学校>

東松島市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の 災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校については、比較的軽微な被害に留まり、 平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

(ii)私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校及び申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 〇 比較的軽微な被害に留まる 2 校については、平成 2 3 年度中に全て復旧完了した。
- 〇 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となるのびる幼稚園については、同町内に所在している事業所の空きスペースを間借りして保育を再開しており、平成25年12月末までの復旧完了を園は希望しているが、地区全体の移転の見通しは全く立っておらず、復旧完了時期が平成26年度以降となる公算が大きい。
- ③ 公立社会教育施設(公立社会体育施設と公立文化施設を含む)

<東松島市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した公立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定(60万円以上の事業費)の18施設(東松島市内の公民館(市民センター・地区センター))について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- ※ 当初 35 施設で計画していたが、市立(公立)ではない住民自治組織が建設した 施設等が含まれており、精査の結果 18 施設となった。
- 〇 比較的軽微な被害に留まる公民館 16 施設及び視聴覚センター(蔵しっくパーク) 1 施設のうち、視聴覚センター 1 施設については、事業の見直しにより別途事業で 復旧を行うこととしたため、残る公民館 16 施設について、23 年度から 24 年度にか けての復旧完了を目標とする。
- ※ 当初 21 施設で計画をしていたが、市立(公立)ではない住民自治組織が建設した施設等が含まれており、精査して 16 施設となった。また、視聴覚センター(蔵しっくパーク)については、郵便事業株式会社東日本大震災寄付金配分事業を活用

している。

- 〇 甚大な被害を受けた2公民館(大曲市民センター、南区東地区センター)については、23年度から24年度にかけて復旧完了を目標とする。
- 〇 津波被害を受けて住宅地の集団移転も含めて総合的な判断が必要となる 11 公民館(浜須賀・立沼・大曲浜東・大曲浜西・浜市・新町・亀岡・洲崎・東名・月浜・大浜各地区センター) については、23 年 12 月策定の「東松島市復興まちづくり計画」との整合及び集団移転の住民合意を図りながら、防災集団移転事業により復興事業を行うこととした。
- ※ 集団移転の公民館(地区センター)について、住民の集団移転の状況により大幅な変更(公民館の統合や廃止)も考えられ、集団移転地のまちづくりや区画整理との整合を取る必要があるため、防災集団移転促進事業の活用を予定した。

<東松島市立社会体育施設>

東日本大震災により被災した市立社会体育施設のうち、公立社会教育施設の災害復 旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の7施設について、以下のとおり、早期 の復旧を目指す。

- 〇 比較的軽微な被害に留まる5施設のうち2施設については、平成23年度内に事業が完了しており、残る3施設については平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 〇 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる大曲地区体育館、奥松島運動公園の2施設については、平成23年12月策定の「東松島市復興まちづくり計画」に基づき、移転先の確保等条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。

<県立社会教育施設>

東松島市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

〇 津波被害を受けた松島自然の家は、東松島市の復興計画も考慮に入れながら、移 転復旧に着手し、出来るだけ早い時期に復旧完了する。

8. 土砂災害対策

- ①箇所名:大塚の1その1地区**①、大塚の1その2地区**②
- ②平成23年8月末までに、市内約160箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約3 0箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要 に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査 等を実施。)
- ③これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている大塚の1 その1地区及び大塚の1その2地区の緊急的な土砂災害対策については、平成24年 梅雨期までを目途に概ね完了予定。
- ④最大震度6強を観測した東松島市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。
- ⑤平成24年度の成果目標

大塚の1その1地区**①、大塚の1その2地区**②

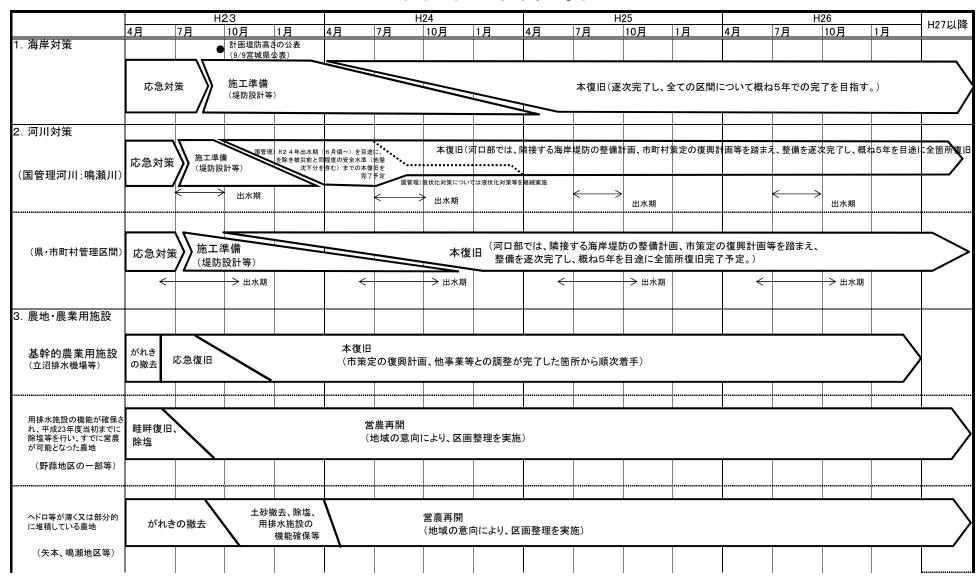
緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。



9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量(1,657 千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。津波や越流により市街地の約 6 割が浸水し、家財・家電製品及び津波堆積物が膨大に発生した。また地震により市街地沿岸部の地盤沈下等も確認されており、重機作業の困難箇所も多くあるため、災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 73%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を要する棟数が膨大なため、平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、緊急性等がある廃棄物を速やかに処分しつ つ、平成 26 年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくず ほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利 用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県東松島市)



		H:	23				H24				H25				H26		1107 N 17/2	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H27以降	
上記以外の農地	がれき	の撤去		土砂	撤去、除塩	[、畦畔の復]	日等					順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)						
/ ^ ^ \ 1.1. 的及 	112-1.18	3 1	7 de 1d. 16					## o == =	* /	8 L 4 S 7 LD A	184-7							
(注)地盤沈下等に。										金となる場合	î かある。							
本工程は、被災し	ノた農地を 	原形復旧す 	⁻ る場合の 	工程を検言 	すし、営農 │ │	再開を目指 	す時期を示 	₹したもの。 					Ī				Í	
海岸防災林																		
(旧矢本町)					林	帯地盤の復	[IB →	防風工	等の施工か	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所から順ク	欠植栽を実	施				$\overline{}$	
(旧鳴瀬町)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																
		応急対策	施工	進備	市町村策	_ 定の復興計画等 の基盤造成は概ね5:	を踏まえ、防済 年で、苗木の植栽は	期 堤等の復旧・ は基盤造成完了後防	海岸防災林造 海黒エの施工等が完	 成のための盛土 了した箇所から順次	 二・植栽等を実が 実施し、概ね10年で	也 での完了を目指す。))					
(国有林)	, , ,	.	⊥ 		J <u></u>				 !			J	- I				/	
魚港·漁場·養殖施記 (1)漁港	 g·大型定間 																	
							2	7年度末まで	に漁港施設	の復旧の完了	を目指す							
																	\top	
復興住宅(災害公営	住宅等)																	
		住宅復 の策定	興計画						━¹ ━ ━ ━ 具体的な	・▲ ▲ ■ ■	ー ー ー ったものから	▲ — — - 順次、用地	━' ━	- ▲	— — — - 、管理開		-'	
									_	· ·	- ₁	Τ	- ₁	- _T	-	-	-	

			23		H24						H25				— H27以降		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	口27以
復興まちづくり																	
(1)防災集団移転																	
					'				- '				.'				- ' 、
				l l				作成に向ける									
				I	集団移	転促進事業	業計画の	策定、住民の)合意形成	等の事業	業化に向けた	隼備が整っ	た地区に	おいて事業	に着手		
				L	,		-,		-,				-,		-,		_,
(2)土地区画整理																	
				_	'		- '		- '				. '				- ' 、
				I				調査を開始									
	■ 事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■																
														_,	/		
(3)学校施設等																	
幼稚園•小中高																	
等学校等																	
<市立学校>																	
へいユナベン																	
比較的軽微な被								$\overline{}$									
害に留まる学校	施設の本格復旧																
の復旧		心政の本質を口															
		ı							=	<i>h /h</i> 10							
甚大な被害を受	施設の本格復旧																
けた学校の復旧																	
	※ 野蒜	小学校、浜市	小学校と鳴	瀬第二中学	校の3校に1	ついては津流	皮により甚	大な被害を受	:けており公	立学校施	設の復旧場所(こついても、	東松島市	复興まちづく	り計画(平成	t23年12月 角	(東東子定)
<県立学校>																	
比較的軽微な被								$\overline{}$									
害に留まる学校			₹ †	交舎等の	本格復	日		>	•								
の復旧				1		1 11/14 -						_ n					
	※ 小野	小学校、矢本	西小学校、	赤井南小学	校、矢本第一	一中学校の	4校につい	ては平成23年	関で復旧記	己了、残る	3校については	平成24年度	内で復旧	する。			
<私立学校>																	
比較的軽微な被		1	1														
害に留まる学校		校舎等の	の本格復	TH >	•												
の復旧		X 1, 1	7 1 1 1 1 X														
	P																
		/ <u>L</u> : +++-=n	VT#/P	1	1					1			-				_
甚大な被害を受		代替施設 上、保育	z唯保U 再開				移	転場所選	足					校舎	等の本格	各復旧	>
けた学校の復旧																	
	l		*	⟨ 津波によ	る被害を	受けたのひ	る幼稚園	は, 平成26	年3月まで	に復旧:	場所を確定						

		H	23				H24				H25			H26				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	— H27以	
公立社会教育施訓	殳(公立	体育施設•公	立文化施	設を含む)														
<市立社会教育が	 色設>																	
比較的軽微な被				施設の	木柊復	IA.												
害に留まる社会 教育施設の復旧		- AL 16-50 A																
我 月 旭 成 の 後 旧	※ 公月	民館16施設に	ついては	平成23年度	から平成	24年度に	かけて復旧	する。										
甚大な被害を受 けた社会教育施	施設の本格復旧																	
設施設の復旧			※大	曲市民セン	ター、南区	区東地区セ	ンターの2	施設につい	ては平成2	3年度から	o平成24年度	にかけて復	复旧する。				\top	
<市立社会体育加	 色設>																	
比較的軽微な被 害に留まる社会				施設の	本格復	IΒ			>									
教育施設の復旧	※ 鷹	来の森運動	公園、赤	井地区体育	館の2施詞	没について	は平成23年	拝度で復旧	完了、残る	6施設に	ついては平成	24年度で行	复日する。					
甚大な被害を受 けた社会教育施		施設の本格復旧																
設施設の復旧	※ 大曲	地区体育館及	び奥松島	:運動公園は	津波により	甚大な被害	を受けてお	り社会教育が	色設施設の	復旧場所に	こついても、氵	東松島市復興	興まちづくり	計画(平成	23年12月策	定予定)に基	づき復旧	
<県立社会教育が	を設>																	
甚大な被害を受 けた施設の復旧		※津波	ここよる	被害を	受けた	松島自	然の家	は、復IE	場所を	確定さ	せ本格征	复旧を行	うってい	<	本村	各復旧	<u> </u>	
砂災害対策																		
	土砂)災害危険箇所(の点検等		りな土砂災署 策の実施													
	(※)土砂	災害警戒情報の発	養基準を引	き下げて運用														

		H	123				H24				H25			H26				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H27以降	
9. 災害廃棄物の処理																		
ı																		
		┣ (住臣	えが生活して	こいる場所の近く	の災害廃棄	€物)												
								$\overline{}$										
									くその他	の災害廃棄	[物]							
I													J		L		⊥ 、	
													>				>	
			(中間処	型理・最終処分)							(木くず、	コンクリートくす	の再生利用	用)				